

# 外国につながる子どもたちとその家族への 支援実践の展開と課題 —東アジアでの比較研究に向けて—

藤川 賢・野沢 慎司

## 1 分断された問題を俯瞰するために—共同研究のめざすもの

日本社会学会誌『社会学評論』(68巻4号／2018年3月発行)は、「日本社会と国際移民—受け入れ論争30年後の現実」と題する特集を組んでいる。その序論において小井土・上林(2018)は、日本では「移民」や「移民政策」という概念が排除されており、「国際協力」、「労働力不足」、「女性活躍」などの個別の論理によって「移民政策」が基礎づけられていると論じる。そうした個別政策に関わる行政機関や業界団体などが「持続的に移民フローを拡大していく」一方で、「移民政策の断片化」や「移民政策論議の『タコソバ化』のリスク」が増大し、「各領域を俯瞰することの困難化」が進行している現状に対して強い警鐘を鳴らしている(小井土・上林2018)。

日本政府が、「移民」の現実を直視して全体的な現実認識に基づいた「移民政策」を論じることを避けつづけ、個別のニーズとその正当化に基づいて政策決定する傾向は、その後もむしろ加速してきている。2018年6月15日に発表された政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」によれば、中小企業などの人手不足の深刻化への対応として、新たな外国人材の受け入れのために、就労目的の在留資格を新規創設し(ただし、在留期間の上限は5年、基本的に

家族の帯同を認めない)、出入国管理および難民認定法を改正する方針である(内閣府2018)。

こうした日本社会の制度的状況下において、社会学部教員の多様な専門性と方法論的視角を有機的に組み合わせて社会制度や政策の全体像を論じることのメリットは大きい。さらに、東アジアの隣国、韓国が異なる政策的道筋を辿ったこととの比較の視点を導入することによって、多様な個別領域の差異を俯瞰して評価することが可能になる。本稿では、日本社会の多文化化の状況、とくに外国につながる子どもたちとその家族の状況を概観した上で、共同研究プロジェクトの初年度における探索的な共同研究の成果を振り返ってみたい。

## 2 外国につながる子どもたちとその家族の概要

オールドタイマーの在日外国人は100年以上にわたって世代継承をしてきた。だが、多くの差別を含めた歴史的経緯によって、その「子どもたち」の教育が日本社会の全国的課題になることはほとんどなく、文科省が「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を開始したのは1991年度からである。本章では、外国につながる子どもたちへの支援の背景について、外国につながる子どもたちがどのように増え、また、多様化してきたのか、統計などから確認していく。

## 2-1 在留外国人の増加と多様化

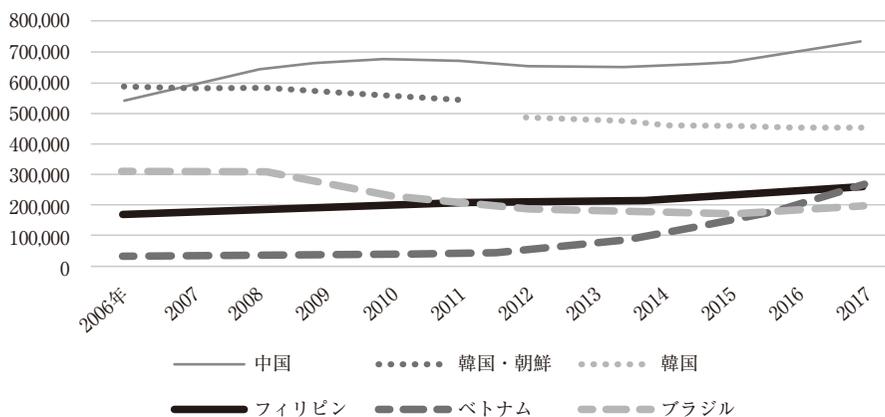
法務省によると、2017年末時点の在留外国人数は256万1,848人で、前年末から17万9,026人(7.5%)増えて、過去最高になった<sup>(1)</sup>。「外国人登録令」が公布・施行された1947年の外国人登録者数は70万8,458人で、86%を「韓国・朝鮮」籍が占めていた(61万4,202人)。この人数と割合は長く続いていたが、1980年代に入ると徐々に在留外国人が増え始め、1990年には100万人を突破、2005年には200万人を超えた。リーマンショックや東日本大震災などによる一時的な減少があったものの、2012年以降は明確な増加傾向が続いている<sup>(2)</sup>。

在留外国人増加の最大の要因は、外国からの労働力移入である。これは1980年代から現在まで一貫しており、国籍・地域別に見ると、1990年以降まず急増したのは「日系ブラジル人」であったが、日本の経済停滞などによって減少し、それに代わって、中国や東南アジアからの来日者が増えており、近年は「技能実習制度」などの改変も相次ぎ、急速に多様化が進んでいる(図1参照)。

数の上では労働者より少ないが、在留外国人

が増えたもう一つの重要な動きとして農村部の嫁不足解消に向けた国際結婚がある。1985年に山形県朝日町が全国に先駆けて行政主導による国際結婚のあっせんを行い、その「成功」から全国に「朝日町方式」が波及した(松本・秋武1994:154)。過疎化対策・後継者不足対策としての国際結婚は、多様な議論を呼び、現在の視点から見ても重要な指摘もあった。だが現実には、行政主導から民間主導へ、農村部から都市部へと、あっせん型の国際結婚は拡大し、論争はかみ合わないまま終息し、問題も生まれた(同上:154-155)。今日では全国どこでも国際結婚カップルを見ることは珍しくない<sup>(3)</sup>。

他方、日本に住む外国人の社会的受け入れの施策は遅れ続けてきた。韓国・朝鮮籍の人たちが今なお様々な差別にさらされていることは言うまでもない。1990年代に急増したブラジル、ペルーの日系人についても、「急場しのぎの出入国管理だけの政策で、社会統合政策は視野になかったため、日系人の集住地域ではさまざまな社会問題が発生し」(藤巻2016:72)、地方自治体はその矢面に立たされて(同上:73)、地域のNPOやボランティア団体などと対応にあ



出典 「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

注、2011年までは「外国人登録者」のうち中長期在留者および特別永住者

2011年までは「朝鮮」と「韓国」を合わせて計上されていた。

図1 在留外国人推移(2017年12月時点の上位5か国)(単位・人)

たっている。

たとえば山形県の農村部における国際結婚では、山形大学医学部の桑山紀彦医師(精神科)が、家出、失踪、離婚、家庭内暴力、家庭内争議など様々な問題が起きている現状から、「何の対策もなしのままでは、いつか大きな事故、事件が起こることは必至であろう」と提言し、1990年代初頭から相談室の設置などが始まっている(安藤2009:32、松本・秋武1994:155)。「外国人配偶者定住の成功例」と言われる山形県戸沢村では、村が主導で国際結婚を進めたのは1989年のみであるが、その理由の一つは「外国人配偶者への対策が次の大きな仕事として持ち上

がったためである」(安藤2009:31,36)。同村などでは、日本語教室など外国人配偶者本人を対象とする取り組みだけでなく、多文化交流と相互理解のために拡大家族、学校、地域をあげた取り組みを早くから開始しており、その歴史的成果などについては今後とも確認していきたい。

## 2-2 国際結婚・離婚と外国につながる子どもたちの多様性

日本における国際結婚・離婚の年次推移を表1に示した。これを見ると、国際結婚は男女とも1980年代後半に急上昇して、2005年頃にピー

表1 夫妻の国籍別にみた婚姻・離婚件数の年次推移

	昭和50年	55年	60年	平成2年	4年	7年	12年	17年	22年	27年	28年
<b>(婚姻件数)</b>											
総数	941 628	774 702	735 850	722 138		791 888	798 138	714 265	700 214	635 156	620 531
夫日本・妻外国	3 222	4 386	7 738	20 026		20 787	28 326	33 116	22 843	14 809	14 851
妻日本・夫外国	2 823	2 875	4 443	5 600		6 940	7 937	8 365	7 364	6 167	6 329
夫日本・妻外国	3 222	4 386	7 738	20 026		20 787	28 326	33 116	22 843	14 809	14 851
妻の国籍											
韓国・朝鮮	1 994	2 458	3 622	8 940		4 521	6 214	6 066	3 664	2 268	2 031
中国	574	912	1 766	3 614		5 174	9 884	11 644	10 162	5 730	5 526
フィリピン	…	…	…	…		7 188	7 519	10 242	5 212	3 070	3 371
米国	152	178	254	260		198	202	177	223	199	246
妻日本・夫外国	2 823	2 875	4 443	5 600		6 940	7 937	8 365	7 364	6 167	6 329
夫の国籍											
韓国・朝鮮	1 554	1 651	2 525	2 721		2 842	2 509	2 087	1 982	1 566	1 627
中国	243	194	380	708		769	878	1 015	910	748	790
フィリピン	…	…	…	…		52	109	187	138	167	151
米国	631	625	876	1 091		1 303	1 483	1 551	1 329	1 127	1 059
<b>(離婚件数)</b>											
総数					179 191	199 016	264 246	261 917	251 378	226 215	216 798
夫日本・妻外国					6 174	6 153	9 607	12 430	15 258	10 440	9 782
妻日本・夫外国					1 542	1 839	2 760	3 259	3 710	3 235	3 163
夫日本・妻外国					6 174	6 153	9 607	12 430	15 258	10 440	9 782
妻の国籍											
韓国・朝鮮					3 591	2 582	2 555	2 555	2 560	1 450	1 313
中国					1 163	1 486	2 918	4 363	5 762	3 884	3 602
フィリピン					988	1 456	2 816	3 485	4 630	3 200	2 989
米国					75	53	68	76	74	67	58
妻日本・夫外国					1 542	1 839	2 760	3 259	3 710	3 235	3 163
夫の国籍											
韓国・朝鮮					956	939	1 113	971	977	791	747
中国					148	198	369	492	632	488	471
フィリピン					33	43	66	86	119	127	143
米国					203	299	385	398	397	390	382

出典 『人口動態統計』(厚生労働省)

クを迎え、近年は減少傾向にあることなどが分かる<sup>(4)</sup>。

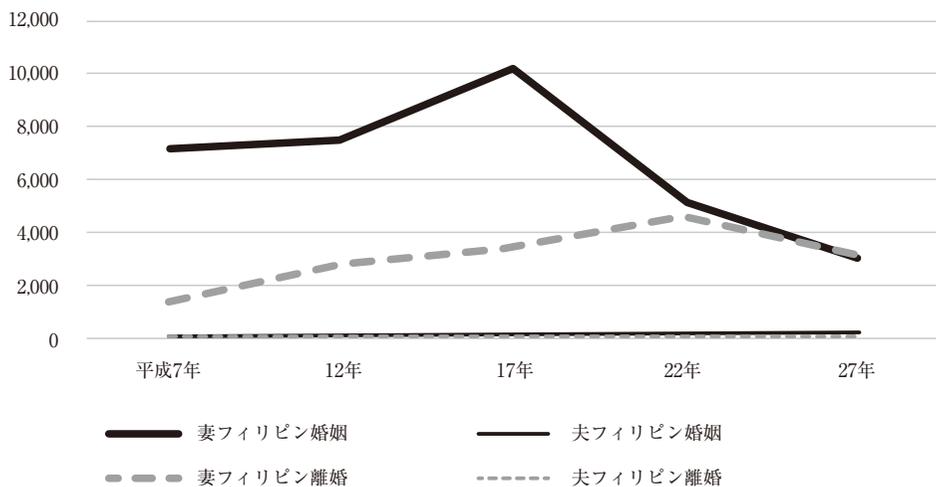
男女別にみると、一貫して「夫日本籍・妻外国籍」の数が多く、時期による上下動もより大きい。配偶者の国籍も、「妻日本籍・夫外国籍」では順位変動が少ないのに対して、「妻外国籍」については大きく入れ替わる。もともと人口動態統計が、日本で役所に提出されたケースのみを対象にしているため限定的ではあるが、日本の国際結婚が、とりわけ「夫日本籍」に場合において社会経済的な動向を反映しがちであることをうかがわせる。

同様に、国際離婚においても、「夫日本籍・妻外国籍」の方が数の上でも多く、時期的な変動も激しく、かつ、配偶者の国籍による差も顕著である。ここでは、「日本籍男性・フィリピン籍女性」のカップルにおける変動が大きく、最近では離婚件数が婚姻件数を上回っていること、したがってひとり親世帯やステップファミリーなど子どもたちの家庭状況も多様化が予想されることを確認しておきたい(図2)。

高谷ほかは、国勢調査の詳細な分析を通じて外国につながる人びとの統計状況を継続して

示している。その2010年国勢調査の分析から、「外国につながる子ども」を両親の国籍別に見ると、以下の組み合わせの子どもの数が多いことが分かる<sup>(5)</sup>。一つは、韓国・朝鮮もしくは中国につながる子どもであり、両親とも同国籍である場合とどちらかが日本籍である場合の両方がある。ここにはいわゆるオールドタイマーとニューカマーの両方が含まれ、歴史的経緯を考えると子どもの平均年齢は比較的高いと推測される。第二に、ブラジル籍同士・ペルー籍同士のカップルの間の子どもであり、ここでは片方の親が日本籍のケースは少ない。第三に、フィリピン籍妻・日本籍夫と同居する子どもであり、2005年国勢調査と2010年調査との間で、両親とも韓国・朝鮮籍の子どもなどの数を抜いている。さらに、母子家庭においても、近年フィリピン籍母の世帯数が急上昇している(高谷ほか2015a: 41-42)。

このうち、子どもの日本語支援の必要性を顕在化させるきっかけになったのは、日系ブラジル人・ペルー人の家族である。労働力としてのみ期待された日系ブラジル人・ペルー人については、日本語が話せなくても工場などでの単純



出典 『人口動態統計』(厚生労働省)

図2 日本人とフィリピン人との間の婚姻・離婚件数推移 (単位・件)

労働に支障がなければよいとばかりに、社会的支援はほとんどなかった。成人の労働者の日本語支援については企業任せ、本人任せの傾向が今日も続いている。一方、政府の予期に反して定住化が進み、呼び寄せられた子どもが日本の学校に通い始めることで、学校での課題が可視化されてきた。1992年に文科省は、日本語教育を必要とする児童生徒が一定数在籍する学校に日本語指導の担当教員を配置する特例加算措置を開始した(牛田2014:14-15)。日本語教育方法などの実践的研究も、ブラジル人・ペルー人の集住地区が多い東海地方などを中心に進んだ。

ブラジル・ペルーにつながる子どもたちも来日時の年齢などによって主な使用言語が違ってくるが、フィリピンなどにつながる子どもたちの状況は、より多様である。大家族では、母の結婚時から「日本の家族」として、日本語だけで生活する例が多い。それに対して、同じように日本で生まれ日本人として育てていても、父しか身近に日本語を話す人がいない環境では日本語学習も容易ではなく、親子や夫婦の関係の変化による影響も大きい。それが言語だけの問題ではないことは後述の通りである。さらに、フィリピンで生まれ育ったが母親の来日や再婚にともなって来日した場合、日本人の父親との間に生まれたが母の離婚などによって一時的にフィリピンで生活していた場合などは、状況がより多様になる。中国とかかわる子どもの場合は、両親の結婚経緯や生活状況などによって、やはり多様である。

多様であり、分散していることは、協同して制度的に対応することの難しさにつながる。比較的集合性の高い地域のオールドタイマーの人たちは自国文化にかかわる独自の学校をつくってきた。ブラジル人のための教育機関は、存在するが、制度的にも財政的にもより小規模なものである。フィリピンにつながる子どもたちの

ための学校は、耳にしな。ただ、その中で、独自の相互支援も行われてきた。

### 2-3 経済的な状況と相互的な支援

外国につながる子どもの多様化は、家族への支援の重要性を高めている。地理的に離れていても相互扶助的なコミュニティはあり得て、近年では情報機器も発達して直接対面できなくてもコミュニケーションは可能である。フィリピン女性のネットワークはその典型とも言え、エスニックコミュニティと行政との連携についても、フィリピン人コミュニティがもっとも積極的に生活の課題にかんする取り組みを行っていると言われる(長谷部2016:51)。

フィリピン女性の相互支援が盛んな理由はいくつ考えられる。結婚・出産・育児に携わる人が多く支援や情報を必要とすること、母国でも家族や地域の助け合い文化があり、それが来日経緯にもかかわること、教会が人間関係をつなぐ役割を果たし得ること、来日後も母国の家族とのつながりを大事にする人が多いこと、などである。

その中でも社会的・経済的な不安定性は、支援コミュニティの必要性を高める重要な要素だろう。先述のように在日フィリピン女性の離婚数は多く、このことは本人や子どもの国籍や在留資格とも密接にかかわっている。

離婚率の高さは、夫婦双方の経済状況をも反映している。高谷ほか(2015b)によると、日本国籍男性と結婚しているフィリピン籍女性の就業率は、2005年の38.1%から2010年には44.3%と6ポイント程度上昇しており、その内訳では「家事のほか仕事」が20.1%を占め、日本における女性の一般的な就労パターンと類似している(高谷ほか2015b:94)。ただし、職業別では、日本国籍同士の夫婦においてはホワイトカラー世帯が多いのに対して、「フィリピン籍妻の夫

は、生産工程17.1%、輸送・機械運転12.4%、建設・採掘12.5%とブルーカラー色が多い。](同上:97)。また、妻がフィリピン籍の日本籍夫は失業率が高く、持ち家率が低いことも、「日本籍夫と外国籍妻の国際結婚世帯の脆弱な家計状況を一定程度、反映している」と指摘される(同上:98)。さらに、母子世帯では、日本籍母のホワイトカラー職が42.5%を占めるのに対して、「フィリピン籍はホワイトカラー職5.1%に対しブルーカラー職が63.7%」で、失業率も高い(同上:105)。こうした事情もコミュニティによる相互支援が求められる一面である。

ただし、小規模で、金銭や情報などの資源をもたない自主支援コミュニティには弱点も多い。インドシナ難民が来日後に形成した「移民コミュニティ」について調査した長谷部(2010)は、インドシナ難民コミュニティが日本語力を必要としない仕事の紹介などの役割を果たしている一方で、紹介できる仕事の間が限定的でジェンダー差などを残しており、たとえば子育て中の就労などに関して必ずしも適切な支援や情報を与えていないと指摘する(長谷部2010:11-12)。こうした傾向は、浜松市の日系ブラジル人エスニックコミュニティにおける就職情報などにも共通する(長谷部2016:49)。

母親の社会経済的状況は子どもの教育環境の一部にもなる。同じく国勢調査から国籍と教育との関係を調べた高谷ほか(2015a)は、フィリピン籍とブラジル籍では、17歳時点での在学者数の割合が、日本籍に比べて26~30ポイント低く、多国籍に比べても顕著だと指摘する。フィリピン籍では16歳から17歳にかけて14%程度が中退しているとみられ、ただし、この格差は2000年に比べると大幅に縮まっている(高谷ほか2015a:52)。そこには、本人の努力だけでなく周囲の支援が持つ意味も大きいと考えられる。

### 3 社会的な自己実現に向けた支援と文化の相互尊重

外国につながる子どもたちが増加、多様化するとともに、その学習支援の必要性が顕在化してきた。同時に、その支援のあり方も問われることになる。それについては試行錯誤が続いているが、プロジェクト初年度の調査から見えてきたのは、子どもの多様な可能性を育てるためには、日本語指導などの学習補助だけでは足りないことであった。母親や家族を含めた支援が求められ、その支援の根底にあるのは多様な文化を尊重することである。本章では学習と家族、支援と相互敬意との関係を見ていく。

#### 3-1 外国につながる子どもたちの社会参加と自己実現

スポーツ選手や実業家など多くの有名人が韓国・朝鮮、中国・台湾などにルーツをもつことは知られており、国籍や名前をめぐる葛藤が伝えられる例も少なくない。そうした事例は、各種の差別を受けながらも個人の実力が認められやすい分野では成功できることを示す。だが、それは、いわゆる在日の子どもたちにとって選択の余地が少なく、自分の希望に沿って将来を選ぶのではなく、限られた範囲でしか社会参加できないことの結果でもある。

川崎ふれあい館職員の金迅野は、1960~70年代の自分たちの青少年期をふりかえって、次のように述べる。

「ニューカマーの若者たちを見ていると、少し似たような気になることがあります。何かというと、ハンドルのアソビがないのです。例えば医者や弁護士と言っていた者が、あっという間にヤクザになるわけです。考えてみたら当時は、先生になれるわけじゃない、普通に銀行とか日本の会社に就職なんかできないわけで、選択肢がなかったのです。…『これは勝てない。

勝つためにはどうするのか』といった、得も言われぬ怒りのようなものを持っていた気がします。」(金2013: 49-50)

外国につながる子どもたちが多様化する現在では、ある意味で、事態は深刻さを増しているとも言える。経済的に厳しい家庭が多いことは当時も今も同じとしても、経済成長期に比べて格差社会と言われる今日では社会的格差がより固定されやすい<sup>(6)</sup>。オールドタイマーの人たちは学校や組織をつくり、近隣の日本社会との関係を考え、行政などとの交渉も行ってきたが、ニューカマーの子どもたちにはそうした歴史的な保護も薄く、日本語の不利は学習の不利にも直結する。それは、親世代が置かれた不利を継承したものである。日系の南米人の場合、来日から20年たっても日本語力向上のためのサポートがないために派遣社員などに固定化されてしまう。こうした困難が、外国籍住民にたいする日本社会の偏見ともつながっていると、長谷部は指摘する。

「たとえ長期在住者であっても、社会の底辺にいるということになれば、外国人についての施策の多くは、社会的弱者に対する支援策になりがちである。『外国人は能力のある人材』という見方は生まれにくく、『外国人は支援の必要な問題のある人たち』ととらえられがちになる。『外国人はいつまでたっても社会のコストである』という偏った認識が強まることになる。」(長谷部2016: 199)

こうした認識のもとでは、外国につながる子どもの学習支援も拡大されにくく、子どもたちの社会参加の意志も育ちにくい。何らかの能力や出会いなどに恵まれた人たちは専門分野あるいは自営業などで成功できるが、多くの子どもたちは単純労働などに携わるか<sup>(7)</sup>、あるいはより流動性の高い状況に置かれてしまうことになる。外国につながる子どもたちの社会参加と自

己実現の可能性を高めるためには、日本語指導の域を超えた対応が求められる。

### 3-2 言語と発達に関する社会の課題

2015年2月、川崎市の多摩川河川敷で中学一年生の少年が殺害される事件が起き、一週間後に容疑者として3人の少年が逮捕された。そのうち、主犯格とされた少年を含む2人がフィリピンにつながるルーツを持っていたことは、外国につながる子どもたちを支える活動をしていた人たちにも衝撃を与えた。事件をきっかけとして、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンは、「外国につながる子どものことばとところ」と題するシンポジウムを開催し、報告書にまとめている(京都市地域・多文化交流ネットワークサロン2016)。その企画にかかわった世界人権問題研究センターの内田晴子は「まえがき」で次のように書く。

「人は、『ことば』なくして考えることはできません。考える言語をもてないというのは、恐ろしいことです。…他人の行動の背景にある気持ちを推し量るにもことばが必要で、それができなければ、何をされるのかわからず、ただただ不安で怖いだけです。」(同上: 4)

「子どもは母語を忘れ親子の意思疎通ができない、長く離れて暮らした後の親子の再統合の難しさ、家庭内での暴力、不十分な日本語教育。地域固有の、あるいはその家庭固有の事情があったにしても、外国につながる子どもの支援関係者にとっては、既視感のある、むしろ『よく聞く話』ではないでしょうか。教育を通じた移民の社会的包摂にあまり成果をあげてこなかった日本の社会では、同じような『生きづらさ』を抱える子ども・若者は、決して少なくありません。」(同上: 7)

このシンポジウムでは、母語による母親とのコミュニケーションが精神的安定や自己肯定感

につながる可能性など、「こころ」を育てることがテーマになった。そこから見えてくるのは、外国につながる母子の関係は、当事者やその家族だけの課題ではなく、むしろ、日本社会のあり方こそが問われていることである。日本社会では同質化が求められ、とりわけ日本人男性と結婚した東南アジアの女性にたいする圧力は強い。そこには文化的な偏見もある<sup>(8)</sup>。母親の母語が英語や中国語などの場合は、子どもを両国語で育てる例が珍しくないが、タガログ語の場合はその割合が減り、フィリピン内の方言を子どもに教える例は稀だという。

母語をもちながら来日後は日本語で生活する子どもは、日本語の学習言語能力は低く、他方、母語も幼児期のまま止まることにもなりかねない。また、子どもは日本語で勉強していくが、母の日本語学習は初期でとまっているので、学校・教育関係のことが分からず、それが母子関係に悪影響を及ぼすこともある。

どの言語を用いるかはオールドタイマーの人たちとその子孫にとっても重要な課題であり続けてきたが、東南アジアからのニューカマーの母親とその子どもの場合には、エスニックコミュニティも小さく、また、経済的基盤の弱さ、夫婦間の力関係などの影響もあって、より顕在的な問題になってきたと考えられる。支援の現場では、ホスト社会として他国の文化をどう受け入れていくかという課題と、家庭内のこととされがちだった教育や親子関係に外部からかわっていくという課題が、ともに実践、試行錯誤されている。それは、家庭と社会の両方において、外の文化をいかに尊重し得るかという問いでもある。

### 3-3 文化の相互尊重をいかに広げるか

上記のシンポジウム「外国につながる子どものことばとこころ」で講演した京都市立春日丘

中学校日本語教室の中山美紀子は、母語による母子の会話の重要性とともに、少人数グループで話し合いながら学習することの効果を強調する。それらは、日本語習得の助けになる以上に、アイデンティティや自己肯定感を確立することで成長を助けるという。

「子ども同士で学び合うことを通して、言語能力だけでなく、それと一緒に認知能力や考える力も修得していきます。…たくさんのコミュニケーションの中から言葉を学んだ子は、本当に気持ちが豊かですし、相手のことを思いやることができます。」(同上：19)

同じく、ブラジルにつながる子どもたちの教育について研究する牛田千鶴は、小学校時代に母語による教科教育を受けた時間が長い子どもほど高校段階での学業成績が高くなり、とくに、受け入れ社会の主流言語を話す子どもと言語マイノリティの子どもが同じ教室で両言語を用いて学習する「双方向イマージョン式バイリンガル教育」では両方の子どもが高水準の複数言語能力を獲得できると指摘している(牛田2014：36)。

上記した山形県戸沢村などのように多文化社会の先駆けとなったところでは、外国につながる人だけでなく、家族や地域を対象とした試みをすでに実践している。京都市地域・多文化交流ネットワークサロンは、京都市東九条に位置している。この地区は、社会的に差別を受けやすい人たちが集まる地域で、在日韓国・朝鮮人も多かった。その子どもたちも多く通っていた希望の家カトリック保育園では、1982年に「共に生きる喜び」という言葉で多文化共生の方針を明文化したという(京都市地域・多文化交流ネットワークサロン2013：7)。その活動はさまざまに展開しているが、本報告にとって重要な特徴として、次の2点を挙げることができる。1つは、韓国・朝鮮と日本との文化交流を活発

化するだけでなく、積極的にいろいろな国の人との触れ合いを増やしているところである。広く外部にも働きかけて、いろいろな国の人にボランティアとして年間を通して参加してもらっている。もう一つは、多文化交流ネットワークサロンなども連携して地域全体での活動を重視し、高齢者や障害をもつ子どもなどがともに参加していく姿勢である<sup>(9)</sup>。保育園職員の金光敏は、次のように述べる。

「民俗や国籍に限らず、障害を持ったり、病気を持っていたり、色々な社会的な立場があります。多文化共生保育は、それぞれの違いを認めあって、一人一人が抱えるしんどさに気付いて、認められる関係を作ることです。」(同上：19)

こうした姿勢は、フィリピンなど多くの国につながる人たちを呼ぶことにもなり、多文化交流ネットワークサロンは、フィリピン人のお母さんたちが集まる場にもなっている。このような形で外国につながる子どもたちの成長・教育と、家族や地域の助け合いとが、広がっていく成果について確認することは、本研究プロジェクトの目的の一つである。より多くの困りごとを共有し、支え合おうとする姿勢は、外国とのつながり方が多様化し、複雑化する現代において、その困難・差別・格差を固定化させないためにも重要だと考えられる。

付言になるが、1970年代に在日二世の母親たちを中心に組織化された地域活動を母体に、1988年から川崎市の委託事業として展開されている「川崎ふれあい館」でも、知的障害をもつ子どもたちが地域で活躍できるための共生事業、フィリピンにつながる子どもたちとのサークル活動など、同様の展開が見られる(三浦2013：99)。そこでも、「民族差別をなくす」目的が「日本の地域社会を開く」事業に直結している(同上：100)。

#### 4 家族への支援と東アジアでの比較研究の可能性

2017年度の本プロジェクトでは、韓国での調査を実施した<sup>(10)</sup>。その内容については、本号掲載の米澤・金論文をはじめ、順次発表していくが、文化的背景の似た国の先進事例からは大きな刺激を受けた。ここでは、多文化家族支援について韓国調査から得られた発見を簡単に紹介する。

##### 4-1 韓国の多文化家族政策と外国につながる子ども

韓国は、1990年には外国人居住者が4万人しかいなかったというが、2000年代に急速に多文化化が進み、2016年には在住外国人数が200万人を超えた。これは総人口の約4%に相当する。日本の在留外国人数は256万人余(2017年度末)なので、人数としてはほぼ同じ、総人口に対する割合は約2倍、ということになる。増加の理由は日本と似ており、婚姻数減少・少子高齢化と、労働力の不足である。

2004年には非熟練外国人労働者を有期契約の正規労働者として政府の管理下で受け入れる「雇用許可制」が導入され、「こうした外国人労働者政策の大転換により、非熟練外国人労働者は、2005年の17万3,549人から、2011年1月現在、50万8,649人へと急増した」(春木2014：18)。ただし、日本と同様に韓国でも非熟練労働者は短期滞在を前提としているため、人数の上では多いが、支援とくに家族支援の対象としては国際結婚に関するものが中心となっているようである。

国際結婚の増加も、ほぼ同じ2000年代初めから始まった。韓国統計庁(2016年1月1日)によると、2005年には4万2,356件(総婚姻件数の13.5%)に達している。とくに農村部男性の結婚難解消のために民間業者が介在する国際結婚

が増加した。現在、全体としての結婚総数が減り28万件程度になる中、国際結婚の割合が13%を占めるようになっている。結婚移民者の性別集計結果では、女性が25万3,791人と、全体の83.1%を占めており、比較的高齢で初婚の男性と、比較的若く再婚の東南アジア女性との婚姻が、こうした国際結婚の典型イメージになる<sup>(11)</sup>。

国際離婚の件数および総離婚件数に占める割合も2004年から急増し始め、2011年には1万1,495件(全離婚件数の10.1%)に達した。その後は減少傾向に転じたものの、高い水準で推移している(金2017: 14-15)。結婚・離婚にともなう国籍をめぐる法制度や差別・偏見との関係も日本と似ている<sup>(12)</sup>。

こうした中で、韓国では2008年に多文化家族支援法が制定され、各地に多文化家族支援センターが設立されるようになった。金賢美(2011)によると、「多文化家族」という言葉は、もともと華僑家族、脱北者家族、移住労働者家族などを指す言葉として一部で使われてきたが、2002年に市民団体などが「混血児」を「多文化家族二世」と呼ぶように国家人権委員会に要求したことによって市民社会に広がった。しかし、2006年に韓国政府が多文化家族政策を打ち立てた際、「多文化家族」とは韓国籍をもつものと外国人との合法的婚姻を通じてつくられた家族と定義され、それ以外の多文化家族は排除の対象になった<sup>(13)</sup>。

政府主導の「多文化教育」も韓国社会への同化を助けるための語学教育・文化教育に偏っており、市民団体等による韓国人の文化的視野を広げるために結婚移住者たちを講師として韓国人を教育するプログラムなどとは葛藤しているという(金2011: 74-75)。ただし、結婚した女性の国内在住期間が長期化するにつれて、その支援プログラムも変わりつつあるようだ。韓国語学習や文化の違いによる葛藤から、子どもの

養育と経済問題へのニーズが高まり、支援策も、韓国語学習を通じた社会統合策に重心が移っている。

社会統合策が重視される理由の一つは、初期に来韓した外国人の多くが、中国、ロシア、北朝鮮などからの朝鮮族だったことにかかわるといふ<sup>(14)</sup>。もう一つの大きな理由として、日本と重なるが、家族モデルの重視がある。韓国では2003年に国家的に家族・家庭生活を支援するための「健康家庭基本法」が成立した(2005年施行)。「健康家庭」への関心の高まりの背景として、ケア労働など「社会的資本としての家庭の重要性」の再認識などとともに、「子どものいない家族、ひとり親家族、共働き家族、単独世帯、祖父母孫家族、国際結婚家族などの広がりから、多様性を包摂することが求められている」点が挙げられる(倉元2016: 25)。同法によって健康家庭支援センターは、「離婚後のひとり親家族の支援と離婚前の相談、そして離婚に至らないための家族支援を目的として」おり、「やはり夫婦と子どもからなる家族をモデルにしている」。そして、多文化家族支援センターは健康家庭支援センターと併設される形で設置されることが多い(野依2013: 152)。その意味で、韓国の多文化支援は、家族政策とも深くかかわっている。たとえば、次のように主張される。

「国際結婚は外国人政策を超える視点も必要である。家族は社会の基礎単位として後世を生き育てる、経済学的にいえば代替性のない人間の再生産を担う。社会的な視点にたてば社会の存続・継承に直結する社会の営みの基盤といえる。その基礎部分に、地域によっては3割が外国人で言葉の障害があり、生活文化が異なるならば、再生産構造に大きな問題をきたすことは容易に想像できる。2000年以降韓国社会が経験している国際結婚の急増は『外国人問題』を超える社会の基盤を揺るがす再生産構造の危機で

もある。そういう意味で韓国政府が結婚移住者の市民的権利の保障を外国人政策と社会統合の主要課題と取り上げるのは当然の帰着といえる。](宣2007:5)

在留外国人への支援は、労働、人権、生活など多様な側面にかかわり、韓国でも多くの活動が展開されている。以下の事例紹介でも触れられているように、複数機関の連携も重要な特徴だろう。とは言え、やはり韓国における、外国につながる子どもとその母への支援の中心は「多文化家族支援」だと思われる。そこで、ここでは、2018年3月にわれわれが行った韓国調査のうち、2つの多文化家族支援センターについて紹介したい。1つはソウル市内、もう1つは郊外の工業地域である。

#### 4-2 多文化家族支援の事例—ソウル永登浦区多文化家族支援センター

永登浦区は、ソウル市を横断する漢江の南側に位置する。近隣の九老区などと併せてソウル市南西部は、全国でも最も外国人人口が多い地域である。永登浦区にも約20万世帯の多文化家族があるといい、人口に占める外国人割合は10%以上にのぼる。これは東京都新宿区と同程度である。

永登浦区多文化家族支援センターは、2008年、永登浦区総合福祉館に設立され、併設の健康家庭支援センターと一緒に事業を進めている。民間財団の運営であるが公共の性格が強く、事業経費はソウル市からの支出と企業からの協賛金などで賄われている。積極的な活動が評価されて、全国の家族支援センターの拠点にも指定され、2015年からはソウル市全体の事業統括も行っている。たとえばソウル市での就労博覧会などのイベントも手掛ける。そのため、職員数も両センターあわせて30名ほどで、一般的な多文化家族支援センターの数倍である<sup>(15)</sup>。

登録している人の数は4千～5千人ほどで、圧倒的に女性が多い。中国、ベトナムなどを中心に、出身国は多岐にわたる。センターでは、中国語、ベトナム語、モンゴル語、ロシア語、タイ語について専門の通訳者を雇用している。ただし、出身国による違いは重視しておらず、研修・学習のクラスなどは各国合同、センター内で使用する言語はハングルに統一されている<sup>(16)</sup>。

事業内容は、通訳補助、ケース相談、教育、就労支援、子育て支援、ひとり親世帯支援などのほか、研究活動、保育園・学校・企業との協力事業など、多岐にわたっている。柱となるのは、保育などの子育て支援と、ハングル語研修などの学習を含めた就労支援である。

いずれも、外部のいろいろな機関と協力して、多様な事業を展開していることが特徴である。たとえば、小学校では、5カ国のブースを設置して、それぞれの国のことを説明したり、物を売ったり、一緒に食べたり、というイベントを行った。子どもたちだけでなく先生たちも多文化への理解が深いとは限らないので、その両方にたいする働きかけにもなっている。

また、企業との連携としては、寄付や就労などの直接的なもののほか、化粧品会社からの協力を得て就労支援の一環として化粧品の仕方やネイルケアを学ぶなど、きめ細かい取り組みもある。大規模な企業連携の例としては就労博覧会がある。ソウル市庁地下で30ぐらいの企業が集合した合同説明会である。

ここからは印象を交えての記述になるが、永登浦区多文化家族支援センターの事業では就労支援が大きな位置を占めており、また、職業や職種についても多様性が模索されているようである。外国から嫁いできた主婦が生計を支える役割を担っている場合もあり、ニーズも高いのだと感じられた。就労の内容も、家事や介護、工場労働など比較的低賃金のもののほか、言語

能力を活かした銀行窓口や化粧品販売での仕事などへと広がっている<sup>(17)</sup>。また、協同組合による起業の支援も行っているという。少額ずつ共同出資による組合で、通訳・翻訳や、食堂・販売などを行う仕組みである。もちろん簡単ではなく、就職も個人起業もできないときの代替という側面もあるようだが、複数の不利な条件を抱えつつも積極的な可能性が追求されていることが感じられた。

#### 4-3 安山グローバル多文化センターと多文化家族支援

京畿道安山市はソウルから約30km南西に位置し、郊外住宅地および工業地域として発展してきた。人口約75万人のうち8万人ほどが外国人で、韓国で代表的な外国人の集住地域である<sup>(18)</sup>。以前に鉸山があったことなどから労働者が多くを占めるが、結婚移民者も、韓国籍取得者を含めて1万2千人ほどいるという。ニュータウンのような高層マンションが並ぶ一角に安山グローバル多文化センターが建っている。2013年設立の立派な建物には、安山市多文化家族支援センター、安山グローバル青少年センター、京畿道外国人入権支援センターの3機関が入っており、多文化家族支援センターの委託運営のもとで一緒に仕事をしている。

安山市多文化家族支援センターの会員は7,500人ほどで結婚移住者の女性とその家族がほとんどを占めている。韓国語教育を基本事業として、現在11クラスを開講しているほか、来館できない人・子どもへの訪問教育も行っている。その他、社会統合プログラムとして、就労教育、ボランティア教育、セルフヘルプ、相談事業などが行われている。

説明では「地域社会と共にする」というビジョンにかかわる連携が強調された。一つには、地域住民との関係でありワールドフェスティバル

やリサイクルマーケットといったイベントを通じて住民参加、一緒に活動に力を入れている。また、行政的にも、外国にかかわる諸機関がうまく連携できるような仕組みづくりに力が入られている。たとえば、生活保護などの経済支援は住民センターが主に行うことになる。

印象的だったのは、教育面での充実である。一つには「二重言語家族と環境助成事業」として、子どもが二言語を学べるように、本人だけでなく家族への働きかけも行っている。また、子どもの韓国語修得に関する言語発達支援事業でも5名の専門家が対応している。もう一つは、安山グローバル青少年センターの事業になるが、成長の途中で韓国に移ってきた子どもなどへの包括的な支援である<sup>(19)</sup>。韓国語や韓国社会に関する教育によって就学を支援するとともに、学校に適合しない子どもには高卒認定試験を受験できるようフリースクールも運営している。館内にはパソコン室、調理実習室、音楽室なども整備されている。

安山グローバル多文化センターは、3つのセンターに区分されているわけではなく、図書コーナーなど共用されている部屋も多い。1階には市民誰でも利用できるカフェもあり、乳児から大人まで多様な人が集うセンターであることが分かった。

#### 4-4 外国につながる子どもの家族支援の社会比較に向けて

外国につながる子どもに関する日本と韓国の違いとして、春木育美は次のように述べている。

「外国とつながる子どもの教育をめぐる問題の当事者が、日韓で大きく異なる点である。日本では主にニューカマーの子どもたち、とりわけ日系ブラジル人の子弟の不就学、学校生活への不適応、不登校、中退率の高さや日本の高校への進学率の低さが問題にされることが多い。

これに対し、韓国で喫緊の課題となっているのは、国際結婚家庭の子どもの教育問題であり、国際結婚家庭の子どもの言語能力の不足や学習の遅れ、こうした子どもたちに向けられる差別や偏見、いじめなどが深刻な社会問題としてとらえられている。一方、日本ではこれまで国際結婚家庭の子どもの教育問題に関心が向けられたことはほとんどなく、韓国では外国籍の両親を持つ子どもたちの教育問題は等閑視されている。」(春木2014: 23)

この指摘は現在にもあてはまるものの、安山グローバル多文化センターや、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンでの活動に見られるように、この数年は取りくみの範囲が広がってきている。それは今後も続くと思われる。たとえば日本でも、1990年代にブラジルやフィリピンから来日した親をもつ子どもが、現在では育児の時期を迎えつつある。この人たちが安定した家庭基盤をもっているとは限らないので、家族全体への支援は、より必要性を増すだろう。こうした際、国を挙げて多文化家族の社会統合策を具体化してきた韓国の経験は貴重な先例になる。とくに、移民女性への就労支援が、学習支援、技能講習、子育て支援などと連携していることは特徴的である。また、安山グローバル多文化センターなどでは、母と子が同じセンターで支援を受けられる可能性もあり、子育てしながら自分も韓国語などを学べる。今後の日本で国を挙げて体系的な支援のしくみをつくる際に、参考にできるものは多いはずである。

関連して、より重要だと思われるのは受け入れ側の意識である。韓国も日本も、同質性の高い社会を志向する傾向が強く、移民女性や外国人労働者への偏見は根強い。それは、国際結婚家庭における葛藤の大きな原因でもあり(金2017: 23)、外国につながる子どもの二言語学習や多文化共生を妨げる要因にもなっている。

また、両国とも性別役割を強調しがちな家族観があり、介護や経済面などで課題をかかえる家族ほど主婦・母親への負担が大きくなる傾向がある<sup>(20)</sup>。そこでの負担の集中を軽減するためには、当事者家族の外でも広く関心と関係を共有できる状況が求められる。「普通」を定型化し、支援制度を社会的コストとみなす認識のもとでは、困っている人が二重三重に差別されやすいからである。先に述べた川崎や京都で支援する人たちの言葉にあるように、外国とのつながりだけでなく、いろいろな人たちと触れ合うことを重視し、「しんどさに気付いて、認め合う関係になる」ことが多文化共生として求められる。必ずしも簡単なことではないからこそ、共通の文化的背景をもつアジア各国における多様な取りくみを学び合う意味は大きいだろう。

## 5 子ども・家族支援の拡大のために一制度と現実の間隙

子ども・家族・教育・支援実践などのキーワードに沿って、日本社会の概況、いくつかの地域でのフィールドワークから浮かび上がった論点、支援拠点のいくつかを訪問した韓国でのフィールドワークなどから浮かび上がる日韓の差異について論じてきた。本稿1-2で取り上げた小井土・上林(2018)の国レベルの体系的な移民政策の不在と「移民政策の断片化」や「移民政策論議のタコソボ化」に話を戻そう。初年度2017年度の本プロジェクトの成果は、増加する外国ルーツの子どもたちへの支援は日本の体系的な移民政策の不在と進行する現実との間隙において、多様な民間団体(社会福祉法人やNPO法人など)がときに地方自治体などと連携しながら、個別的な努力が展開されてきたことを確認したことである。それは、本研究プロジェクトの起ち上げの基盤を用意した『「内なる国際化」に対応した人材の育成」プロジェクトの

諸活動、とりわけ、さぼりと 21 および柳井正財団と明治学院大学の連携によって白金キャンパスで開催してきた「集中学習支援教室」の取り組みにも通じることであった。

ただし、外国につながる子どもたちの直面する困難には多様性がある。本稿 2-2 で論じたように、近年急増しているフィリピン籍母親の子どもたち(その多くが日本籍の父親を持つ)が国境を越える移動のみならず、家族の再編をより多く経験していることが、進学状況などの適応におけるリスク要因になっている可能性がある。樋口・稲葉(2018)は、フィリピン国籍などの子どもたちの高等教育への進学率が相対的に低いことから、アメリカ同様に、移民集団ごとに異なる文化変容が生じると見る「分節化した同化」(Portes and Rumbaut 2001=2014)が日本でも生じている可能性を示唆している。フィリピン系母親の子どもたち(額賀2012)、フィリピン系母親たちの子育て困難事例(南野2016)を分析した質的調査研究においても、離婚・再婚を経験するケースが目立つ<sup>(21)</sup>。

統計的なデータでは、いわゆる「ひとり親家族」だけが注目され、親の再婚後の家族、ステップファミリー経験が子どもたちの適応に与える影響については無視されがちである。ステップファミリーそのものが社会的に見えにくい家族であり、その複雑さは理解されにくい(野沢2016)。野沢(近刊)は、ステップファミリーの現実が社会制度に組み込まれておらず、多数派の家族を前提にした諸制度に取り囲まれていることが困難をもたらす側面を強調している。樋口・稲葉(2018)は、ニューカマー第二世代が大学進学に直面する時代に入っていること、しかし日本の教育制度(大学入試制度など)が増大する移民集団の子どもたちの存在を十分に組み込んでいないことを批判的に指摘している。そして、そうした子どもたちが特別入試など現制度

下の「間隙」を縫って困難な進学の突破口を見いだしている現状を析出して見せる。外国につながる子どもたちの家族の多くが経験する困難は、たとえば親の再婚を経験した子どものいる家族の困難と同型的な問題、つまり「不完全な制度」問題の、しかもその多重化の中で生じている可能性がある。その意味で、子どもたちの教育達成などにおける良好な適応を導く要因を探る上では、子どもたち個人、親子関係、家族の内部状況を微細に分析していただくだけではなく、それを取り巻く家族や教育などに関わる大きな制度のあり方、とくに移民や難民の存在が制度に組み込まれている程度との関連から再検討していくことがきわめて重要である。

そうした観点から、社会制度と現実のギャップや間隙に注目し、その狭間で子どもたちや家族の困難に対応している支援団体の現場について、今後さらに調査と分析を進める必要がある。その際に具体的な焦点となりそうなのは、①保育・幼児教育を含めた学校などの公的な教育制度のあり方を問う視点から中学などでの自主夜間学級、学習支援教室などを運営する支援団体の展開を追うこと、②各移民集団や地域ごとに、家族やコミュニティ・ネットワークの特徴を比較研究すること、③(複数)言語能力と(学業に限らない)子どもの成長・アイデンティティの変遷との関係を社会的に捉え直すこと、④多様な学習支援を受けた子どもたちの進学・就労・結婚など、その後のライフコースを生活史的に考察すること、⑤そうした知見を東アジアの他国の状況と比較して評価すること、などが挙げられるだろう。

#### 【注】

- (1) 法務省入国管理局報道資料、  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00073.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html)
- (2) 外国人労働者の受け入れ拡大に向け、安倍政

## 外国につながる子どもたちとその家族への支援実践の展開と課題

- 権が最長5年の在留を認める新たな在留資格の創設へ動き出した(朝日新聞2018.8.14)
- (3) 阪神淡路大震災では多数の韓国・朝鮮人が被災し、関連する支援活動も多数見られた。そこで、多文化の情報交流に携わる団体が東日本大震災の後に東北の津波被災地を訪問したところ、外国出身者は多数いるものの日本の家庭の一員として復旧活動や避難者支援に携わっている例が多く、多文化多言語の支援ニーズはあまり出てこなかったという。
  - (4) 国際結婚のピークは2006年で、それ以降は減少が続いている。ただし、2014年には減少幅が大きく縮小した(渡辺2016: 24)
  - (5) 詳細については、高谷幸氏などによる一連の研究を参照されたい(高谷2015a: 41)。
  - (6) 学習支援でも、居場所として通ってはくもの勉強はしたくない中学生を学習に向けさせることが最初の課題で、高校受験を控えてようやく勉強し、合格しても退学してしまう割合が高いことも課題とのことである(川崎ふれあい館でのヒアリングによる)。
  - (7) フィリピンの文化では家族の助け合いが重視され、日本に住むフィリピン女性も本国の家族に送金している場合が少なくない。母親思いのよい子が、母に負担をかけて進学するより、アルバイトでもよいから早く仕事をして、自分でも送金したいと考えることもあるという(額賀美紗子先生のご教示による。2018年2月22日)。
  - (8) 日本人男性と結婚するフィリピン女性の学歴は相対的に高く、大卒・短大卒が多いという。失業率の高いフィリピンでは学歴がないと就職しにくく、中でも来日して家族を支える送金をするのは家族内で選ばれた存在であることが多いからである。だが、日本社会の偏見はそうした点も認識せず、両国の文化的差異について差別的になりがちである(額賀美紗子先生のご教示による。2018年2月22日)。
  - (9) 民族や国籍にかぎらず、いろいろな「多文化」の共生をはかることは、「内なる国際化」にも通じると考えられる。この言葉は、現在は日本語や雇用の課題として注目されているが、たとえば高齢者福祉の「内なる国際化」が求められる日は遠くないだろう。現在、65歳以上の在日外国人の80%以上を韓国・朝鮮籍の人が占め、高齢女性を中心に老人医療・福祉の課題が大きくなっている(李2014: 8)。今後、中国籍、フィリピン籍、ブラジル籍などの人たちがそれに続くと推測できる。それについてはそれぞれの国籍などに分けて考えていては混乱が生じるので、老人医療・福祉全体の枠組みとして外国籍の人に対応できる制度が望まれることになる。
  - (10) 初年度にもかかわらず質量ともに充実した調査ができたのは、金成垣先生のおかげである。
  - (11) 平澤大学社会福祉学科教授で同大学多文化家族センター長のシン・ウンジュ先生のご教示による。
  - (12) 韓国でも外国人には国際結婚後に一定期間が過ぎないと国籍が与えられない。シン先生によると、それは民間業者の介在によるトラブルの原因ともかわり、結婚にあたり夫側家族が選択の優位を持つことにもつながる。ただし、離婚理由が外国人本人にないと証明できれば国籍付与されるケースもあり、それをめぐる争いも生じるという。
  - (13) その後、2008年の「多文化家族支援法」では帰化した者と韓国国民との結婚家族が含まれるなど、「多文化家族」の範囲は拡大している(佐竹ほか2017: 18-19)。
  - (14) いわゆる「脱北者」を含めた多国籍の同胞との複雑な関係については、今後とも確認の必要がある。その他、韓国と日本の違いとして、統一教会の合同結婚式、徴兵制との関係なども耳にした。
  - (15) 全国的にソーシャルワーカーとして定められた多文化家族支援センターに比べて、健康家庭支援センターの職員給与は3割ほど低い。これは不公平でもあり、職員の勤続にとっても妨げになる。永登浦のセンターではその改善要求にも力を入れており、財政が豊かなソウル市では同一水準化に向けた手当が実現しつつある。ただ、全国的な課題は残るといえる。
  - (16) 出身国間で対立することはないが、個人間の相性が合わない例はある。複数の国から一人ずつのイベントを行ったこともあるが、もめるとそれぞれの自国語が出て混乱した。ハンゲルに言語を統一したのはそうした経験によるものでもある。
  - (17) ソウルで訪問したCafe O Asiaは、社会的協同組合第一号として結婚移民女性などを支援しているが、大手企業と提携したカフェの理由

の一つに、子どもたちにとって「お母さんがいいところで働いている」というイメージを挙げている。その背景には日本の場合と同じく、外国につながる子どもが交友関係・母子関係で抱える、いじめなどの課題がある(2018年3月13日=ただし筆者らは参加できなかったヒアリングの記録を参照している)。

- (18) 地下鉄安山駅前には大きな多文化街があり、商業地・観光地としての賑わいも感じられた。ただ、多文化家族支援センターの主な利用者は多文化街の居住者ではないとのことなので、ここでは記さない。
- (19) 安山グローバル青少年センターでは認定されていない人を含めて難民の子どもへの支援も行っている。現在、98名の子どもとその家族がかかわっている。2013年には19家庭だったものが急増中だという。
- (20) たとえば、福島原発事故時の避難にともなう離職・転職の割合には明確な男女差が見られた(藤川2015)。1984年にインドのボパール事故の後でも、それまで外出すら自由にできなかった女性たちが、働けなくなった夫や父の代わりに家族を支えなければならなくなり、職場では、女性であり被害者であり貧しい低階層者であるがために受ける差別と闘わざるを得なくなった(藤川2016)。
- (21) フィリピン籍の母親の場合だけでなく、韓国籍の母親の連れ子を日本に呼び寄せ、再婚した日本人夫とともに暮らす経験をした子どもの事例報告もある(李2017)。国境を越えて移動する家族が、離婚・再婚などの大きな家族変化を経験する傾向についてはさらに検討の余地がある。

#### 【参考文献】

安藤純子, 2009, 「農村部における外国人配偶者と地域社会」『GEMC Journal』1: 26-41.

牛田千鶴編, 2014, 『南米につながる子どもたちと教育』行路社

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン, 2013, 『多文化社会を生きる』

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン, 2016, 『多文化社会を生きるII』

金愛慶, 2017, 「韓国における国際結婚の増加と支援政策」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』54-1: 13-28.

金賢美, 2011, 「韓国における多文化主義と文化的市民権」『学術の動向』2011-1: 74-77.

金迅野, 2013, 「多文化共生社会の現実と課題」京都市地域・多文化交流ネットワークサロン『多文化社会を生きる』: 39-61.

倉元綾子, 2016, 「韓国における家族・家庭生活支援としての健康家庭基本法の展開と成果」『家政学原論研究』50: 22-29.

小井土彰宏・上林千恵子, 2018, 「特集『日本社会と国際移民—受け入れ論争30年後の現実』によって」『社会学評論』68(4): 468-478.

佐竹真明・金愛慶編著, 2017, 『国際結婚と多文化共生—多文化家族の支援にむけて』明石書店

宣元錫, 2007, 「韓国の移住外国人と外国人政策の展開」『情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究Discussion Paper No.7』: 1-16.

高谷幸ほか, 2015a, 「2010年国勢調査にみる外国人の教育—外国人青少年の家庭背景・進学・結婚」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』39: 36-56.

高谷幸ほか, 2015b, 「2010年国勢調査にみる在日外国人女性の結婚と仕事・住居」岡山大学大学院社会文化科学研究科『文化共生学研究』14: 89-107.

内閣府, 2018, 「経済財政運営と改革の基本方針2018」〔<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>〕(2018年10月2日取得)

額賀美紗子, 2012, 「トランスナショナルな家族の再編と教育意識—フィリピン系ニューカマーを事例に」『和光大学現代人間学部紀要』5: 7-22.

野沢慎司, 2016, 「ステップファミリーは『家族』なのか」『家族療法研究』33(2): 178-183.

野沢慎司, 近刊, 「ステップファミリーが直面する困難の社会的源泉—制度と現実の狭間にある家族支援」『ケース研究』334号.

野依智子, 2013, 「韓国における多文化家族支援の課題と可能性」『NWEC実践研究』3: 148-162.

長谷部美佳, 2010, 「結婚移民に対する移民ネットワークと移民コミュニティの役割」『社会学論考』31: 1-27.

長谷部美佳ほか編, 2016, 『多文化社会読本』東京外国語大学出版社

春木育美, 2014, 「日本と韓国における外国人政策と多文化共生」『東洋英和大学院紀要』10: 17-27.

外国につながる子どもたちとその家族への支援実践の展開と課題

- 樋口直人・稲葉奈々子, 2018, 「間隙を縫う—ニューカマー二世代の大学進学」『社会学評論』68(4): 567-583.
- 藤川賢, 2015, 「福島原発事故による避難住民の生活と地域再生への方向性—浪江町による住民アンケート(2012年6月実施)二次分析報告」『研究所年報』45: 43-60.
- 藤川賢, 2016, 「『生きる権利のために闘う—チンガリ・トラストの案内—インド・ボパール事件における被害女性たちの闘争』『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』146: 149-171.
- 藤永サユリ, 2014, 「やっと見つけた「居場所」」牛田編: 217-226.
- 藤巻秀樹, 2016, 「日本の移民・難民政策」, 小泉康一・川村千鶴子編著『多文化「共創」社会入門—移民・難民とともに暮らし、互いに学ぶ社会へ』慶應義塾大学出版会: 69-81
- 松本邦彦・秋武邦佳, 1994, 「国際結婚と地域社会—山形県での住民意識調査から(その1)」『法政論叢』1: 126-160.
- 南野奈津子, 2016, 「移住外国人女性における国際離婚と子育てに関する研究」『法政大学大学院紀要』76: 61-75.
- 宮崎幸江, 2014, 「神奈川県在住のラテン語系の子どもの言語環境と言語意識」牛田編: 45-68.
- 三浦知人, 2013, 「地域社会の多文化に向けて—川崎市ふれあい館の取り組みを通じて」『社会福祉研究』118: 97-104
- 李節子, 2004, 「在日外国人の保健医療」『国際保健医療』18-1: 7-12.
- 李善姫, 2017, 「東北の日韓国際結婚家庭と多文化の子どもたち—母語、アイデンティティ、文化間移動をめぐる—」, 佐竹真明・金愛慶編『国際結婚と多文化共生—多文化家族の支援にむけて』明石書店: 201-218.
- 渡辺幸倫, 2016, 「家族の変化を知る—多文化な家族と地域社会」, 小泉康一・川村千鶴子編著『多文化「共創」社会入門—移民・難民とともに暮らし、互いに学ぶ社会へ』慶應義塾大学出版会: 23-33
- Portes, A. and Rumbaut, R. G., 2001, *Legacies: The Story of the Immigrant Second Generation*, Berkley, CA: University of California Press. (=2014, 村井忠政訳『現代アメリカ移民二世代の研究—移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店.)

【付記】

本稿は、「1、5」を野沢が、「2、3、4」を藤川が担当して草稿を書き、互いに読み合わせて調整した。なお、調整と修正の際に、阿部貴美子氏のご助力を得た。記して感謝したい。